

令和3年度 市民後見人養成講座(基礎研修)に関するQ&A

○このQ&Aでは、民法上の「成年後見人、保佐人、補助人」を「成年後見人等」、「成年被後見人、被保佐人、被補助人」を「ご本人」と表記しています。

○ここでいう「市民後見人」は、現状では複数後見による後見活動等を想定しておりますが、今後は様々な選任形態を想定しています。

1 「市民後見人」について

Q1 この講座で養成する「市民後見人」は、どのような役割を担うのですか。

A 本講座は、地域における支え合いの観点から、市民の皆様に権利擁護としての「成年後見」の一翼を担っていただくことを目的としています。

社会貢献の意欲が高い市民の方に本養成講座を経て成年後見人等としての役割を担っていただくことで、支援関係者とともに地域福祉を支え、専門職、親族・法人・行政等と役割分担をしながら地域福祉の一環として成年後見制度の利用を促進していく役割が期待されています。

具体的な活動場面では、自己決定を実現していくため、ご本人の意思を丁寧にくみ取り、地域に密着した活動を行います。

2 応募に際して

Q2 応募条件に年齢制限はありますか。

A 令和4年3月31日現在で、25歳以上70歳以下の方であれば、お申込みいただけます。年齢制限を設けているのは、後見活動には相応の社会経験が求められること、また講座の受講から成年後見人等として活動するまでに、一定期間がかかることが想定されること等から、他市の状況も参考に70歳以下としています。

Q3 ある法人に所属して、法人後見業務を担っています。受講できますか。

A これから「初めて成年後見人等」として活動しようという方を対象としております。本講座は成年後見に関わる基礎的な知識を学んでいただくものであり、他団体に所属して後見業務を行っている方、今後、他法人に所属して後見業務を予定している方は、本講座の趣旨をご理解いただき、ご遠慮くださるようお願いします。

Q4 親族の任意後見人受任者等になっていますが、受講しても差し支えないでしょうか。

- A 親族の任意後見人受任者等となっている場合も、今後、市民後見人として活動しようという意欲のある方であれば、お申込みいただいて差し支えありません。
親族後見人になることのみを目的とした受講は、本講座の趣旨をご理解いただき、ご遠慮くださるよう、お願いします。

Q5 専門職の資格がありますが、受講できますか。

- A 地域福祉の一環として、地域における支え合いの観点で、成年後見の新たな担い手を確保をすることが本講座の目的であり、「初めて成年後見人等」として活動しようという方を対象としています。本講座は成年後見に関わる基礎的な知識を学ぶものであり、後見制度関連専門職の方におかれましては、各専門職団体において実施される団体の養成プログラムの受講等をご検討くださるようお願いいたします。
なお、専門職の資格をお持ちであっても、専門職としてではなく、市民後見人として地域で活動することが目的の方が受講していただくことは可能です。

3 基礎研修について

Q6 基礎研修 I の動画について、視聴できなかった講座がある場合はどうなりますか。

- A 全ての動画を視聴していただくことが基礎研修 II を受講していただく要件です。配信期間内に、計画的にご視聴くださるようお願いいたします。

Q7 基礎研修 I の動画を視聴しました。基礎研修 II に進むにはどうすればよいですか。

- A 基礎研修 II に進むためには、ご自身のプロフィールや受講動機を記載していただいた受講申込書をご提出ください。期日を厳守して、受講申込書をお送りくださるようお願いいたします。
(この点につきましては、基礎研修 I の最終講義でご説明します。)
また、基礎研修 II については、現段階では、集合しての研修会を予定しておりますが、新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、オンライン等を活用する場合があります。

Q8 他団体で、市民後見人養成の講座を受講しましたが、受講科目を一部免除する等の優遇等がありますか。

- A 受講科目の一部免除はありません。基礎研修の全プログラムを視聴していただく必要があります。

Q9 基礎研修 II の最後にある「試験」はどのようなものですか。

- A 最終日に実施する「試験」は、市民後見人の活動に必要な基礎的な知識を中心とした10問程度の設問と、簡単な小論文で構成されています。講座を受講していただければお答えいただける基礎的な内容です。

4 実践研修について

Q10 基礎研修を全て受講すれば、必ず実践研修に進めるのでしょうか。

- A 基礎研修終了後に、審査会による選考があります。
- A 全日程の受講
 - B 市民後見人に求められる知識や技術を修得しようとする姿勢
 - C 最終日に実施する試験

審査会では、上記A～Cを総合的に評価いたしますが、養成人数の定員があるため、結果によっては実践研修を受講していただけない場合もあります。

Q11 実践研修では、どのような研修が予定されていますか。

- A 実践研修は、令和4年7月頃に、「成年後見人等の実務（講義）」や「施設実習」等が含まれた9日間程度の研修を予定しています。実際の後見活動を想定した内容となるため、原則として、平日の日中に開講する予定です。

Q12 実践研修の修了は、どのように判定されますか。

- A 実践研修では修了の認定を行うことを予定していますが、詳細は、実践研修の受講のご案内の際にお知らせします。

5 後見活動について

Q13 実践研修を修了した後、どのような後見活動をするのでしょうか。

- A 当面、法人として成年後見人等を受任している座間市社会福祉協議会において、選考等により後見支援員等（以下「市民後見サポーター」）として活動に参加していただくこと等を想定しています。実践研修修了後の市民後見サポーターとしての活動は、後見事業を行う法人の受任状況（被後見人等の人数や支援内容等）に応じるとともに、後見活動を担うためには個別に判断しなければならない要素もあることから、待機していただくこともあります。市民後見サポーター活動の後、一定の研修・経験等を経て、成年後見人等に移行していただくことを想定しています。

Q14 実践研修の修了者は、希望すれば、市民後見サポーターとして後見活動を行うことができますか。

- A 選考の結果等によっては、希望されても市民後見サポーターになることをお待ちいただくことがあります。

Q15 実践研修修了後すぐに市民後見サポーターとしてではなく、個人で成年後見人等になることはできないのですか。

A 現時点では、研修を修了された方が、修了後直ちに、個人で成年後見人等となることは予定されておらず、市民後見サポーターとしての経験を積んでいただき、必要かつ一定の研修・経験等を経た後に成年後見人等に移行することを想定しています。

なお、市民後見サポーターとして後見活動を経験することが、成年後見人等になることを保証するものではありません。成年後見人等の就任は、個別の案件に応じて、家庭裁判所が選任することになります（本養成講座の受講により、成年後見人等の資格が得られるものではありません）。また、親族以外の任意後見受任者となることを禁ずるなど、一定の制限を設ける場合がありますのでご承知おきください。

Q16 個人で成年後見人等(市民後見人)に選任された場合、報酬を受け取ることはできますか。

A 市民後見人による家庭裁判所への報酬申立ては妨げません。

成年後見人等の報酬は、被後見人等の財産額を基準として、案件に応じて、家庭裁判所が決定するものです。（あらかじめ一定額の報酬が得られることが予定されている訳ではありません）。

なお、横浜家庭裁判所のホームページに「成年後見人等の報酬のめやす」が掲載されていますので、ご参照ください。